

【申請できる人】

新たな制度の対象となるには、次の条件があります。（授業料等減免・給付奨学金共通）

- ①2021年度に、本学に在籍しているもの。（休学者を含む）
- ②日本国籍を有する者、あるいは永住者の在留資格を持つ者
- ③高等学校を卒業した翌年度の末日から2年以内に本学に入学した者。（高等学校卒業程度認定試験の合格者は、別途規程あり。学部にお問い合わせください。）
- ④学業成績等が、次のAまたはBのいずれかを満たすこと。
A GPAが所属学部・学科の上位2分の1以上であること。
B 次のa) ,b) のいずれにも該当すること。
a) 修得単位数が標準単位数以上であること。
* 標準単位数＝卒業に必要な総単位数÷4年×在籍年次
b) 「学修計画書」（該当者には別途書式提示）を提出し、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

★注意★

学業成績等に関し、次の表の「廃止」に該当する学生は、支援の対象になりません。また、支援対象となった場合でも、その後の学業成績等が「廃止」に該当した場合は、支援打ち切りとなります。区分

| 区分 | 学業成績の基準 |
|----|---|
| 廃止 | 1.修業年限で卒業できないことが確定した。 2.修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であった。 3.履修科目の授業への出席率が5割以下であることなど、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる。 4.次に示す「警告」に連続して該当する。 |
| 警告 | 1.修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。 2.GPA等が学部等における下位4分の1の範囲であった。 3.履修科目の授業への出席率が8割以下であることなど、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる。 |

【参考資料】

「高等教育の修学支援新制度」の詳細については、以下のWEBサイトをご覧ください。

文部科学省「高等教育の修学支援新制度」

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構「奨学金の制度（給付型）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>